

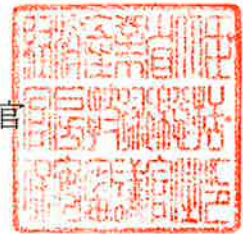
経済産業省

20230310保局第2号

移動用電気工作物の取扱いについての一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



移動用電気工作物の取扱いについての一部を改正する規程

移動用電気工作物の取扱いについて（20160531商局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

移動用電気工作物の取扱いについて（２０１６０５３１商局第１号）の一部を改正する規程
新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕

改正後	改正前
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官	経済産業省大臣官房商務流通保安審議官
１．定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）「移動用発電設備」とは、発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となって発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体（以下「<u>発電設備</u>」という。）であって、貨物自動車等に設置されるもの（電気事業法施行令（昭和４０年政令第２０６号）第１条に掲げるものを<u>除く</u>。<u>以下同じ</u>。）又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。ただし、非自航船用電気設備を除く。 （２）・（３）（略） （４）「移動用予備変圧器」とは、二以上の<u>発電所</u>、<u>蓄電所</u>、変電所又は需要設備に移設して使用することを目的とする予備変圧器をいう。 （５）（略） ２．移動用電気工作物の取扱い （１）次の各号に掲げる設備については、当該各号に定める設備として取り扱うこととする。 ① 移動用発電設備であって、<u>発電所</u>、<u>蓄電所</u>、変電所、開閉所、<u>電力保安通信設備</u>又は需要設備の非常用予備発電設備として使用するもの：<u>発電所</u>、<u>蓄電所</u>、<u>変電所</u>、<u>開閉所</u>、<u>電力保安通信設備</u>又は需要設備に属する非常用予備発電装置 ②～⑤（略）	１．定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）「移動用発電設備」とは、発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となって発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体（以下「<u>発電設備</u>」という。）であって、貨物自動車等に設置されるもの（電気事業法施行令（昭和４０年政令第２０６号）第１条に掲げるものを<u>除く</u>。）又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。ただし、非自航船用電気設備を除く。 （２）・（３）（略） （４）「移動用予備変圧器」とは、二以上の<u>発電所</u>、変電所又は需要設備に移設して使用することを目的とする予備変圧器をいう。 （５）（略） ２．移動用電気工作物の取扱い （１）次の各号に掲げる設備については、当該各号に定める設備として取り扱うこととする。 ① 移動用発電設備であって、<u>発電所</u>、変電所、開閉所、<u>電力用保安通信設備</u>又は需要設備の非常用予備発電設備として使用するもの：<u>発電所</u>、<u>変電所</u>、<u>開閉所</u>、<u>電力用保安通信設備</u>又は需要設備に属する非常用予備発電装置 ②～⑤（略）

(2) ～ (3) (略)

(4) 移動用電気工作物に係る法第55条第4項の規定に基づく定期安全管理審査の申請の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 移動用電気工作物に係る法第55条第4項の規定に基づく定期安全管理審査の申請は、当該電気工作物の設備の規模に応じて、法第55条第4項の登録を受けている登録安全管理審査機関又は定期自主検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。
- ② 規則第94条の2第2項の規定に基づく定期自主検査の時期の変更の承認において同項に規定する「特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長」とは、当該移動用電気工作物の管理を行う事業場を管轄する産業保安監督部長とする。
- ③ 規則様式第62の定期安全管理審査申請書の「審査を受けようとする組織の名称及び定期自主検査の場所」の欄には、当該移動用電気工作物の管理を行う事業場の名称及び位置並びに定期自主検査を実施する場所を記載する。

(5) (略)

(2) ～ (3) (略)

(4) 移動用電気工作物に係る法第55条第4項の規定に基づく定期安全管理審査の申請の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 移動用電気工作物に係る法第55条第4項の規定に基づく定期安全管理審査の申請は、当該電気工作物の設備の規模に応じて、法第55条第4項の登録を受けている登録安全管理審査機関又は定期事業者検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。
- ② 規則第94条の2第2項の規定に基づく定期事業者検査の時期の変更の承認において同項に規定する「特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長」とは、当該移動用電気工作物の管理を行う事業場を管轄する産業保安監督部長とする。
- ③ 規則様式第62の定期安全管理審査申請書の「審査を受けようとする組織の名称及び定期事業者検査の場所」の欄には、当該移動用電気工作物の管理を行う事業場の名称及び位置並びに定期事業者検査を実施する場所を記載する。

(5) (略)